

対馬市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成25年 4月25日(木) 午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 対馬市峰地域活性化センター2階 会議室

3. 出席委員 (19人)

1番 井田 幹 男	2番 太田 吉 雄	3番 鬼橋 孝 幸
4番 永留 光 雄	5番 初村 重 政	6番 堀江 政 武
7番 上野 良 人	8番 松村 英 二	9番 吉野 敏 敏
10番 阿比留 和比古	12番 佐伯 理	13番 武田 安 丸
14番 中村 國 安	15番 米田 賢 明	19番 小宮 正 至
21番 須川 久 巳	22番 縫田 和 己	23番 上野 秀 一
25番 龍造寺 正 房		

4. 欠席委員 (4人)

16番 永留 廣 美	17番 兵頭 榮	18番 小宮 伸 之
24番 島居 邦 嗣		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について
議案第4号 非農地証明書交付願いについて
議案第5号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日 龜 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄 司 克 啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留 秀 和
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神 宮 秀 幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石 丸 真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中 村 龍 一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古 里 正 人

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、平成25年度対馬市農業委員会第1回総会を開会いたします。
現在の委員定数は25名、欠員2名、本日の出席者は19名で、総会は成立
します所以对馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。
議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただ
いて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、12番の佐伯理委員、13番の武田安丸委員に議事録署名をお
願いいたします。
議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております
農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ご
ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めまして、本日1日とします。
議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局
長及び局長補佐を指名いたします。
つづきまして、議事日程第4、議案1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 議案書の1ページをお開き願います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請で、今回は1件ございま
す。
番号1、譲受人は厳原町の さん、譲渡人は厳原町の さんで
ございます、地目、面積は「田2筆、畑3筆」で4,797㎡、申請理由は贈
与、譲受人の経営面積は5,695㎡でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(3番委員挙手)

3番 鬼橋孝幸委員

第1号議案の番号1について説明いたします。
今月の4月22日、月曜日に地権者の さんと さん、農林振興課の阿
比留さんと私とで、現地を調査しました。
さんをご高齢で譲受人の さんとは親子であり、贈与とのことで何ら
問題ないと思われま。

ご審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただ今、地元委員さんから補足説明がありました但質疑等はございませんで
しょうか。

（ありません）

議 長 　　質疑が無いようにありますので、議案1号、番号1につきまして、賛否を問
います。

本案件に原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成でございますので許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を
議題とします。

事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長 　　2ページをお開き願います、議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申
請で、今回は1件でございます。

譲受人は美津島町の さんで、譲渡人は美津島町の さんで
す、地目、面積は「畑が1筆」、867㎡で、転用目的は住宅用地であります。

「位置図・配置図」及び「現況写真」等を3ページから12ページに添付し
ておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議 長 　　事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いいたします。

（2番委員挙手）

2番 太田吉雄委員

第2号議案の説明をいたします。

この農地につきましては農業振興地域の解除の申請がありまして、3月に解
除の許可が下りましたので、すぐさま、5条で申請が上がった訳でございます。

議案書のとおり、この二人は親子関係でございます、次男さんにあたる訳
でございます。

今回、家を建てるに当たっての申請でございます、何ら周囲にも問題はな
いと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 　　地元委員から補足説明がありました但、質疑等ございませんでしょうか。

（ありません）

議 長 　　質疑が無いようにありますので、議案2号、番号1につきまして、賛否を問
います。

本案件に原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成でございます、議案第2号について、当委員会の意見を付し、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業申出書（利用権設定）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

13ページをお開き願います。

議案第3号の農用地利用集積計画（第1回）について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。

今回3件の「利用権設定」の申し出がっております。

14ページをお開き願います。

番号1、「利用権の設定を受ける者」は美津島町の さんで「利用権の設定をする者」は美津島町の さんで1筆、1,245㎡、賃借期間5年、現在の経営面積は12,802㎡でございます。

番号2、「利用権の設定を受ける者」は峰町の さんで「利用権の設定をする者」は峰町の さんで2筆、1,401㎡、賃借期間5年、現在の経営面積は11,343㎡でございます。

次のページをお開き願います。

番号3、「利用権の設定を受ける者」は峰町の さんで「利用権の設定をする者」は峰町の さんで4筆、3,351㎡、賃借期間5年、現在の経営面積は11,343㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いいたします。

（7番委員挙手）

7番 上野良人委員

番号1について説明いたします。

7月17日に事務局、吉野、松村両委員さん、借り手の さんと現地を確認いたしました。

ここは現在、耕作放棄地になって、長年、荒れているところでございます。

そこには、井さんも牛を飼っていて、牧草が足りないので借り受けて牧草を作るといことですので、耕作放棄地の解消にもなりますし、何ら問題ないと思いますので、よろしく審議お願いします。

（13番委員挙手）

13番 武田安丸委員

2番と3番と一緒に説明したいと思います。

このさんは、歳がいったから、耕作が出来ないということで、10年前から耕作はしてなかったです。

さんは3年前から耕作しておらず、さんが借りるということで、お互い合意の上ですので、何ら問題ないと思います。

耕作放棄地の立場からも、良い点とされますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(ありません)

議長 質疑が無いようにありますので、まとめたいと思います。議案第3号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。本案件は、原案のとおり承認することに、決定いたします。

次に、議案第4号、「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 この非農地証明を説明する前に、委員さん一人一人に配っています。非農地証明規定の内規ですけれども、昨年の11月に委員さんに説明しましたように、今まで、非農地証明は山林にだけ認めておったわけです。

けれども、平成25年度から、宅地についても20年を超えるものについては、認めていこうと、市長部局の農林振興課、副市長とも協議いたしました。

その結果、25年度から宅地についても、特に本屋と農地にかえる見込みのないところは非農地証明書を交付することになりましたので報告します。

それでは、議案書の16ページをお開き願います。

議案第4号、非農地証明書交付願いについて、今回2件でございます。

番号1、申出人は巖原町の さんで、申請地は巖原町小茂田の畑、1筆で456㎡でございます。

なお、位置図、写真等は17から22ページをご参照ください。

番号2、申出人は上対馬町の さんで、申請地は上対馬町古里の畑、1筆で565㎡でございます。

位置図、写真等は23から26ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員に補足説明をお願いしたいと思いません。

(1番委員挙手)

1 番 井田幹男委員

番号 1 についての説明を致します。

先日、22日、事務局の阿比留さんと現地立会をいたしております。

この建物は平成4年に巖原町漁協が巖原町の補助金で水産加工場を建設しており、現在10年ほど使用されておられません。

この建物を魚の加工場として使用したいという方がおり、登記しようとしたところ、農地のままだったと、ということで今回の申請に至っております。

この建物は建築より20年以上、経過しておりますので認可の程、よろしくお願ひします。

(23番委員挙手)

23番 上野秀一委員

番号2について説明いたします。

非農地申請のありました所を4月19日、農業委員会事務局の庄司課長補佐さんと上対馬町活性化センター古里課長補佐、それに本人でございますさんと私とで、現地立会を致しました。

この土地は昭和53年ごろより、さん方に資材置き場、並びに宿舎として賃貸借をしていた土地だということでもあります。

工事が終わりました、現地はそのままの状態に放置されたような形で現在に到っております。

現地は、コンクリートの固まりや、石や色々な物が散在しております。

本人も現在では、農業に従事していないということで、ございまして、現在の状況では、耕作できるような、状態ではないと思われれます。

どうかよろしくご審議の程をお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員さんから補足説明がりましたが質疑等はありませんでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

質疑の前に、追加で説明したいと思います。

22ページをお開きください。

番号1の方で、不動産取得日を平成4年3月2日であることを証明するというので、巖原町漁業協同組合より出てきましたが、追加の調査をいたしました。

平成3年度に巖原町漁業協同組合が水産加工近代化対策事業としまして、県、町の補助を受けまして、平成3年10月8日から平成4年3月5日までの工期で、建物を建てた物でございます。

その時の完成年月日は平成4年2月25日で、不動産取得の証明する平成4年3月2日には、この建物は完成し、漁協が取得したことを確認しています。

以上です。

(22番委員挙手)

22番 縫田和己委員

これは、建物が、ですか、建物が不動産取得ですか。

(事務局長挙手)

事務局長 はい、そうです。

議長 他に質疑、ございませんか。

(8番委員挙手)

8番 松村英二委員

質疑でなく、質問ですが、個人で建物を立てる場合は、農業委員会に出して、やかましく言われますが、なんで、市で、この様なことをするのですかね。

(協議会の声あり)

議長 これから、協議会に切り替えます。

議長 それでは、総会に戻ります。
色々、この問題について意見が出ましたが、賛否をこころあたりで諮りたいとお思います。

議案第4号の番号1、2につきまして、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

全員賛成ではございませんでしたが、賛成が多数でございますので、原案のとおり、このことにつきまして、決定いたします。

次に、議案第5号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 27ページをお開き願います。

議案第5号、「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」でございます。

提案理由は、耕作放棄地全体調査要領により市長から判断を求められた土地について、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき、判断したいので本会の審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果、「農地」に該当すると判断した場合には、所有者等に対し、その旨を通知するとともに、「非農地」に該当すると判断した場合には、その所有者等に対し、「非農地通知書」を、県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を送付するものであります。

次のページをお開き願います。

今回、提出されましたのは豊玉町仁位の11筆でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の説明をお願いします。

(1 2 番委員挙手)

1 2 番 佐伯 理委員

説明をいたします。

4月22日、午後より、豊玉管内の委員3名、農業委員会事務局、活性化センターの担当、本庁の管財課等により、活性化センターで事務局の説明を受け、その後、現地に行きました。

申請地は、旧豊玉町が、診療所建築用地のため取得したのですが、当初計画から診療所の規模の縮小を余儀なくされ、利用されなくなったものです。

名義は対馬市へ変更登記されておりますが、地目は田のままとなっておりません。

地方自治体は、農業法人以外の法人に該当するため、事実上、対馬市が農地を所有することはできないと考えます。

また、市が農業を行うことは考えられず、今後も農地として利用する見込みがないと思われま。

このような事から、地元委員で協議の結果、農地に該当しないとすることが適当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、地元委員さんから補足説明がありましたが、協議会にかえて、ご意見を拝聴しましょうか。

(異議なし)

協議会にかえたいと思います。

議 長 総会にかえたいと思います。

色々、意見を聞かせてもらいまして、ありがとうございました、この件につきましては、色々と迷惑も掛けた状態でございますが、ここらあたりで、賛否を諮りたいと思います。

議案第5号につきまして、非農地に判断することに、賛成の方の挙手をお願いします。

本案件は、非農地に判断することに決定いたします、ありがとうございます。

以上で、本日提案されました、議案第1号から第5号を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5その他の事項ですが何かありませんか。

(3 番委員挙手)

3 番 鬼橋孝幸委員

その他で、言うていいか、悪いか、分かりませんが、言います。

今度、本庁の方で、先ほど紹介がありました、阿比留さんが担当になったとですけど、これは現市長が決めることであって、我々は何じゃかんじゃ言う必要は無いかもしれませんが。

担当者にも、我々委員はたよらねばできん時も有るし1年1年で、ころころ代わってもろうたら、大いに困るとですな。

どこに、言っていないか分からんし、やっぱり担当になれば、最低2年3年は続けなければ出来ないとと思いますが、どんなふうですかね。

(事務局長挙手)

事務局長

私も、鬼橋委員さんが言われるのが、よく分かります。

特に庄司君は、私が来る前、事務局長がころころ変わって、私がやっと2年目に入って、3年ぶりにですな。

皆様には、担当がころころ変わって、迷惑を掛けていると思いますけれども、市長部局には、市長部局の色々な事情がありますので、何とか、協力をお願いします。

その他の項になりましたので、また農業者年金の事で、農業者年金でかたっしてくれとか、そういう事では有りません、農業者年金の対象になるような人、国民年金を払われている方をですな、ご紹介を頂ければと、思います。

名前の把握でも、しないといけないなど、思いまして、皆さん担当の地区で、対象になられる方を、ご紹介をよろしくお願いします。

議 長

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。